

「ふくい省塩プロジェクト普及啓発事業」企画・運営等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「ふくい省塩プロジェクト普及啓発事業」企画・運営等業務委託

2 委託期間

契約締結日～令和9年3月19日

3 業務目的

県では、「第5次元気な福井の健康づくり応援計画」において、最重点要素に位置付けている「省塩^{※1}（減塩）」を推進するため、令和7年6月に産学官等が連携・協働して「省塩」に取り組む「ふくい省塩プロジェクト」を立ち上げた。本プロジェクトでは、食品関連事業者等が行う省塩の取組みの支援に加え、同業種・異業種間の連携した取組みにより県民の食生活改善につながる食環境づくりを進めている。

また、県では、外食・中食^{※2}の際も健康に配慮した食事を選択できる食環境づくりとして、県内の飲食店や弁当店、惣菜店、スーパーマーケット（以下「スーパー」という。）、配食事業者、社員食堂等が提供する、省塩で野菜を多く使用した定食・弁当・惣菜や、不足しがちな栄養素に配慮した弁当など、独自の基準を満たすメニューを「ふくい100彩ごはん」として認証している。

本業務は、「ふくい省塩プロジェクト」および「ふくい100彩ごはん」を活用して省塩の普及啓発を図り、省塩をきっかけとした県民の健康意識の向上および食生活改善につなげることを目的とする。

※1 「減塩」を前向きに捉えて取り組んでもらうよう「省エネ」とかけた福井県オリジナルの言葉

※2 調理されたものを持ち帰って食べる

4 業務概要

県が定める「省塩の日」に合わせたスーパー等における啓発活動および省塩を推進するイベント「省塩フェスタ」を実施する。併せて、「省塩」や「野菜たっぷり」などの「ふくい100彩ごはん」の要素を取り入れたメニュー（商品）を対象としたキャンペーンを実施し、「ふくい100彩ごはん」および「省塩」の普及啓発を図る。

(1) 対象地域

福井県内

(2) 主なターゲット

子どもから高齢までの幅広い年代の県民とする。特に、家庭での食事が子どもの食習慣に与える影響が大きいことを踏まえ、働き盛り世代（概ね20～50歳代）および家庭への働きかけを重点とする。

5 業務内容

県と協議の上、以下に掲げる業務を行うこと。

(1) 「省塩の日」の普及啓発

ア スーパー等における「省塩の日」普及啓発活動

(ア) 実施期間は、令和9年3月までとし、県が定める「省塩の日」（毎月17日を想定）に合

わせ、県内のスーパー等と連携し、一体的な広報活動を行うこと。

- (イ) スーパーの売り場等において、啓発物の設置や特設コーナーの設置などを行い、来店者が省塩を意識して商品を選択できる環境づくりを行うこと。
- (ウ) 実施に当たり、スーパー等との調整を行うこと。また、店頭での啓発物（リーフレット、ポスター、POP、のぼり旗等）など必要な資材の配送を行うこと。なお、資材は県から提供する。

イ 県民に対する「省塩の日」広報宣伝活動

- (ア) 実施期間は、令和9年3月までとする。
- (イ) 「省塩の日」について、ターゲットに十分な周知効果が期待される広報を提案・実施することとし、提案の際には、期待される効果に対するエビデンスも可能な限り提示すること。
- (ウ) スーパー等における「省塩の日」普及啓発活動に協力する事業者が、その取組みによるメリットを実感できるよう、広報手法を工夫すること。

(2) 「省塩フェスタ」の開催

ア 「省塩フェスタ」の企画運営

- (ア) ターゲットが省塩の必要性を理解し、省塩の実践を促すことを目的とし、以下の2会場で開催すること。

○福井会場

会場：ショッピングシティ・ベル（福井市）2階暮らし地域情報センター1，2
日時：令和8年10月24日（土）（時間未定）

○大野会場

会場：ショッピングモール ヴィオ（大野市）
日時：令和8年11月中、1日当たり4時間程度

- (イ) 福井会場については、県が主催する健診受診率向上イベントとの同時開催を想定している。イベントの企画運営および広報宣伝活動に当たっては、「予防・健康づくりに関する啓発による健診受診率向上事業」企画・運営等業務受託者と連携・調整の上、実施すること。
- (ウ) ターゲットが楽しみながら省塩を学び、体験できるよう、試食、調理体験、クイズ等の参加型コンテンツを組み合わせた企画を実施すること。
- (エ) 家庭でも省塩を実践するためのレシピを5品以上開発し、レシピの配布や試食提供を行うこと。レシピ開発は、管理栄養士や料理研究家などの専門家に依頼すること。

イ 広報宣伝活動

- (ア) 「省塩フェスタ」について、ターゲットに十分な周知効果が期待される広報を提案・実施することとし、提案の際には、期待される効果に対するエビデンスも可能な限り提示すること。
- (イ) 「省塩の日」の普及啓発と連動させて広報するなど、効率的かつ効果的な広報宣伝を実施すること。

(3) 「ふくい100彩ごはん」キャンペーンの実施

ア 「ふくい100彩ごはん」キャンペーンの企画運営

- (ア) キャンペーンの実施期間は、令和8年11月から12月までの期間とし、うち1か月間

以上実施すること。

- (イ) ターゲットがキャンペーンに参加しやすく、多くの参加者が見込めるキャンペーン内容・応募方法とすること（目標参加者数 1,000 人）。
- (ウ) キャンペーンの対象には、「ふくい100彩ごはん」認証メニュー（以下「認証メニュー」という。）に加え、「省塩」や「野菜たっぷり」などの「ふくい100彩ごはん」の要素を取り入れた家庭で調理したメニューおよび市販されている省塩の商品を含めることができるものとする。特に、「省塩」の要素を取り入れたものを重点的に対象とする。
- (エ) 認証メニューを提供する店（以下「認証店」という。）が、飲食店、惣菜・弁当店、スーパー、配食サービス、社員食堂など、業種が様々であることを踏まえ、ターゲットの「ふくい100彩ごはん」購入につながるキャンペーンとなるよう、創意工夫を凝らすこと。
- (オ) 販売促進につながるなど、認証店がメリットを感じることができる内容であること。また、認証店に負担が少なく、取り組みやすい方法であること。
- (カ) 認証店を利用するターゲットに対し、店頭で本キャンペーンが認知され、認証メニューに誘導する仕掛けを取り入れること。なお、仕掛けについては、認証店が容易に実施可能なものであること。
- (キ) キャンペーン周知および応募のために必要な店頭掲示物や応募チラシ(用紙)などの資料の作成を行うこと。
- (ク) 認証店等に必要な資料の配送を行うこと。なお、認証店の情報（店名、住所、連絡先）は県から提供する。
- (ケ) 「ふくい100彩ごはん」のロゴマークは指定のものを使用すること。なお、キャンペーンにロゴマークシールを使用する場合は、県から提供することも可能である。
- (コ) キャンペーンへの参加促進につながる賞品を選定し、準備から配送まで行うこと。なお、賞品のうち、300名分は、認証店で使用できるクーポン券 500円相当とすること。
- (サ) 応募者の受付および応募者リストの適正管理を行った上で、応募内容が適正の者の中から公平に抽選を行い、当選者を抽出すること。なお、応募者の個人情報管理を行うことになることから、企画提案の際にプライバシーマークの取得状況など個人情報の管理体制について、明記すること。

イ 広報宣伝活動

- (ア) キャンペーンについて、ターゲットに十分な周知効果が期待される広報を提案・実施することとし、提案の際には、期待される効果に対するエビデンスも可能な限り提示すること。
- (イ) 「ふくい100彩ごはん」が省塩で野菜を多く使用したバランスのとれた食事であることについて広報を行うこと。
- (ウ) 「省塩の日」の普及啓発と連動させて広報するなど、効率的かつ効果的な広報宣伝を実施すること。

ウ アンケート調査・集計の実施

- (ア) 「ふくい100彩ごはん」および「省塩」に対するターゲットの意識やニーズを把握するため、アンケート調査（認知度調査を含む。）を実施すること。なお、アンケートの

内容は、県と協議の上、決定すること。

(イ) アンケート調査はキャンペーン応募時に行うなど効率的かつ効果的な実施方法を提案・実施すること。

(4) その他留意事項

本業務の実施に当たっては、一過性の普及啓発にするのではなく、県民が健康的な食事を実践するための動機付けや、省塩など健康に配慮したメニュー（商品）のイメージ向上を目的とした取組みであることを意識されたい。

6 業務実施体制

本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること。また、事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること。

7 計画書

受託者は、県に対し、業務実施前に事業計画を提出すること。

8 報告書（成果物）

受託者は、県に対し、業務終了後に速やかに実績報告を提出すること。

9 その他

(1) 著作権

本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）ほか一切の権利は原則として福井県に帰属するものとし、制作者は著作人権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては受託者と協議の上で決定する。

(2) 遵守事項

業務受託者は、本件業務に関して知り得た福井県および他の事業者が保有する秘密情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

(3) その他

ア 業務の執行段階において、協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

イ 仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

ウ 県は業務委託者に対し、委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。